

何もないんですよ。

ようするに、安倍政権は昭和47年見解によっかかるしかない。この昭和47年政府見解にしがみついて、これに集団的自衛権が書いてあるっていうふうには安倍政権は言い張るしかないんですね。そう読めるじゃないですか、とすがりつくしかない。

なので、これはそういう文書であるわけないだろと、だって作った人が——「いかに読んでも読み切れない」、「同盟国に対する武力攻撃だけでは、日本国民の生命などは覆らない」、「よもや憲法9条が許しているとは思えない」、

昭和47年政府見解の読み替えの根拠資料が存在しないことを示す国会答弁

■参 外交防衛委員会 平成27年4月2日

- 小西洋之君 この外国の武力攻撃という言葉、この言葉に我が国に対するという限定を昭和四十七年当時付けなかった理由は何ですか。
- 政府特別補佐人（横畠裕介君） 昭和四十七年当時、私がこれを担当したわけではございませんし、その辺の意図について記録も残っておるわけではございませんが、現に、この昭和四十七年の政府見解において、まさに外国の武力攻撃という記述になっているということでございます。

昭和47年政府見解の前後に、政府見解等が存在しないことを示す国会答弁等

■限定的な集団的自衛権行使を法理として認めた政府見解等に関する質問に対する答弁書（平成27年5月15日答弁128号 小西洋之議員（参））

質問： 昭和四十七年政府見解の決裁日以前に限定的な集団的自衛権があることを法理として認め、それを示した政府見解に係る文書や議事録等は存在するか。

答弁： お尋ねの昭和四十七年十月七日以前に政府としてこのような内容を示した文書、国会における答弁等が存在するとは承知していない。

■参 外交防衛委員会 平成27年5月19日

- 小西洋之君 昭和四十七年政府見解以降に、憲法九条において限定的な集団的自衛権が許容されている旨を明示した国会答弁あるいは政府見解文書などがありますでしょうか。昨年の七月一日以前ですね、閣議決定以前まで。
- 政府参考人（内閣官房国家安全保障局） そのようなものはないと承知しております。

「憲法9条の条文を変えない限りできない」、「自衛かつ他衛の集団的自衛権は認められない」——こうしているんだから、っていうことを国民の皆さんがご理解していただいて、国民の皆さんみんなで声を上げれば、それで解釈改憲も安保法制も「the end」なんです。これで終わりなんです。

10. 安保法制の衆議院特別委員会での追及

この問題は、衆議院の安保法制の特別委員会でも、民主党議員の先生方が、「その（限定的な集団的自衛権行使）の論理といいますのは、当時の担当者の頭から出て紙として今に残っている」（6月26日 大串博志委員に対する横畠内閣法制局長官答弁）という「昭和47年政府見解の読み替え」をより明らかにする答弁を引き出すなど、何度も厳しく政府を追及しました。

特に、6月22日の参考人質疑の機会では、かつて横畠内閣法制局長官の上司であられた元内閣法制局長官の法政大学法科大学院教授宮崎礼壹先生が御出席になり、ご紹介した吉國長官や真田次長の答弁などに言及しつつ「四十七年政府意見書から、集団的自衛権の限定的容認の余地を読み取ろうというのは、前後の圧倒的な経緯に明らかに反します」と述べられ、また、「現在の政府答弁は、四十七年意見書に我が国に対すると明白には書かれていないから、「外国の武力攻撃」とある表現には、我が国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃も含むと読めると強弁して、いわゆる新三要件には四十七年見解との連続性があると主張しているわけですが、これは、いわば、黒を白と言いくるめる類いと言うしかありません」と喝破なさっています。

また、先ほどご説明したように、安倍内閣は、昭和47年政府見解の前後において、7.1閣議決定が容認した「限定的な集団的自衛権行使」を認めた政府見解や国会答弁は一つも存在しないとしています。しかし、この（当たり前で正しい）見解は逆に、昭和47年政府見解の前後のすべての政府見解や国会答弁が「あらゆる集団的自衛権行使は違憲であると明言されている」ことの矛盾についてどのような説明ができるのか、という問題を安倍内閣に突き付けることとなります。つまり、7.1閣議決定が自ら記している「論理的整合性と法的安定性」の問題が問われるのです。

これに対して、横畠長官は、昭和47年政府見解の前後の政府見解や国会答弁は、「あらゆる集団的自衛権行使（政府はこうした集団的自衛権の母集団全体を「フルセット」または「フルスペック」の集団的自衛権と呼んでいます）

を違憲と述べているだけ、あるいは、他国防衛のみを目的として自国防衛を目的としない集団的自衛権行使（つまりは、「非限定的な集団的自衛権」）のみを違憲と述べているだけであって、その全ての政府見解などにおいて「限定的な集団的自衛権行使」が合憲であることは法理として否定されていない」という訳の分からない、御都合主義のきわまった論理破綻した主張を展開しています。

これは、政府としてはどのようにしても論理的な説明のしようがないので必死になって強弁をしているだけなのですが、これについても、宮崎元内閣法制局長官は参考人意見において、積み重ねられた累次の政府見解や国会答弁という「歴史を甚だしく歪曲するもの」と明解に断じられています。

こうした衆議院の特別委員会における民主党議員の先生方の追及や宮崎元長官の信念ある御発言によって、この「昭和 47 年政府見解の読み替え」が安保法制の核心的な問題であることは、一部のインターネットメディアや週刊

誌、月刊紙、新聞紙に加えて、一部の全国紙などでもその真相に迫る記事が出されるようになっていました。しかし、そうした追及を逃れるために、安倍総理や閣僚、そして横島内閣法制局長官は、まさに、へりくつや三百代言^{さんびやくだいげん}というべきはぐらかしや時間稼ぎによる答弁拒否を繰り返し、そして、最後には、自民党総裁でもある安倍総理と与党は、特別委員会の審議を打ち切って、安保法制を強行採決したのです。

11. 安保法制を阻止するために

——国民の皆さんの手に憲法を取り戻す

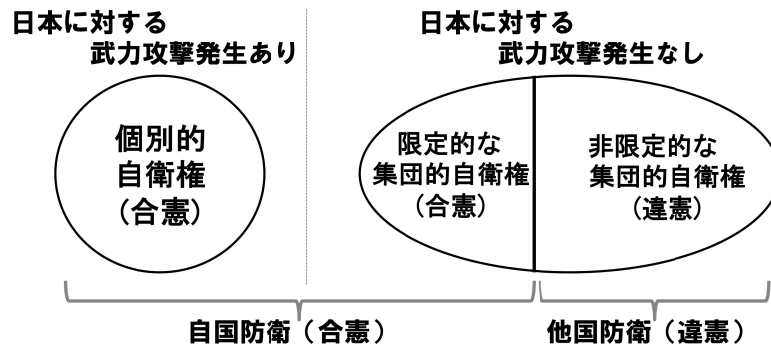
今後の参議院での国会審議ですが、冒頭でご説明したように、どんなに民主党などの野党議員が頑張っても 60 日ルールという手段を強行し衆議院で三分の二以上の多数で再可決すれば、安保法制は法律として成立し、日本はいつでも集団的自衛権行使を発動できる国になってしまいます。

私は、安倍総理は、最終手段として 100%、この衆議院での再可決を行ってくると確信しています。なぜなら、7.1 閣議決定と安保法制は、「昭和 47 年政府見解の読み替え」という、真相さえ知れば中学生や高校生でも容易に理解できる単なるインチキの上に成り立っているからです。だから、安倍総理とそれを支える狂信的な官僚集団は——解釈改憲と安保法制は、安倍総理だけではできません。外務官僚などを中心に、確信犯で国民の皆さまの憲法と日本の民主主義を蹂躪^{じゅうりん}している恐ろしい官僚集団がいるのです——絶対に止まることができないのです。止まると、倒れるしかない。何が何でも前に進むしかない。

この「からくり」が暴露され、それが現時点での私の参議院での質疑（外交防衛委員会 3/24、4/2、4/7、4/23、5/12、5/19、6/9、6/11、決算委員会 4/20、本会議 6/10）や衆議院の特別委員会での民主党議員による質疑によって国会の議事録に刻まれた以上、未来永劫、安倍内閣の解釈改憲と安保法制が法的な正当性を得ることはできません。なぜなら、国会の議事録は永久保存であり、インターネットでいつでもどなたでも確認できる（<http://kokkai.ndl.go.jp/>）。そして、将来のいつの時代の国民の皆さんとその代表である国会議員が見ても、「昭和 47 年政府見解の読み替え」は、日本語が日本語である限りこの世に理屈や論理がある限り、絶対に許される訳のない暴挙であるか

■安倍政権の説明イメージ

「個別的自衛権」と「限定的な集団的自衛権」は合憲で、「非限定的な集団的自衛権」は違憲としている。この二つの集団的自衛権の両方を合わせた、あらゆる集団的自衛権の母集団のことを「フルセット (or フルスペック) の集団的自衛権」と呼称している。



【参考】個別的自衛権とあらゆる集団的自衛権は「日本に対する武力攻撃が発生しているか否か」で絶対的に分けられ、概念として交わることはない。日本に対する武力攻撃の発生である「武力攻撃の着手」に至った段階で個別的自衛権の世界となる。

からです。

しかし、2013年8月にそれまでの慣例に反して内閣法制局長官の人事を強行して解釈改憲に着手してより、この二年余りの安倍政治の現実を直視すると、こうした正論が封殺され黙殺され通用しなくなる社会、あるいは、国会議事録の削除や改変さえ強行される時代すら生じ得ることは決して予断を許さない——戦前の「反軍演説」は議事録から削除され、また、私も本年3月20日の予算委員会質疑における安倍総理への「平和主義の法理の切り捨て」という違憲論点の追及において与党から水面下で議事録の削除要求を受けました——と考えています。なぜなら、憲法9条すら解釈改憲できるのであれば、他の憲法の条文など如何様にでも都合よく読み替え解釈改憲を強行し、それに基づいて安保法制のような法律を成立させることにより、権力者が望むどのような社会でもつくり出すことができるからです。

また、社会で正論を封殺している間に、憲法上内閣が権限を有する最高裁判事の任命権を行使して安保法制の違憲訴訟に対して合憲判決で確定させることができることも、忘れてはなりません。

そして、このような全体主義やファシズムともいべき事態の進行などよりも、直近に差し迫った現実的な脅威として、私が、安倍総理が必ず実行すると確信していることが、安保法制の参議院での強行採決後の早期の自衛隊の海外への出動です。

お話ししたように、安倍総理とんでもない暴挙を積み重ねている以上、絶対に止まることができない。とすれば、安倍総理が行うことは、その暴挙を無きものにするための「事態の固定化」です。「違憲状態の既成事実化」と言い換えても構いません。本来ならば、成立した法律を廃止することや閣議決定を撤回することは幾らでも行うことができ、また、その前例も数え切れないほどあります。しかし、安倍総理は、自分が総理大臣の権力の座にある間に、目の前にある違憲立法への批判を封じ込め、そして、将来においてこうした廃止や撤回を防ぐために違憲の安保法制という事態を永久にひっくり返しようがないようにするべく、自衛隊の海外への出動を強行し、憲法9条と前文の平和主義を文字どおり「死文化」させることを強行してくると考えています。

この事態の固定化に本格的な戦争行為をする必要はありません。例えば、

海上自衛隊の護衛艦を安保法制で可能となる米国の戦争の後方支援などに出動させるだけで、安保法制は実行されたことになり、日本国憲法の憲法規範としての権威は完全に地にまみれてしまいます。そして、その後、憲法改正が仕掛けられ、憲法9条と前文の平和主義は文字どおり、この世から完全に失われてしまうことになるでしょう。

ですので、この参議院審議の間に、何が何でも、安保法制の成立を阻止し、これを廃案に追い込み、7.1閣議決定を破棄させなければなりません。そして、このような主権者である国民の皆さんや議会制民主主義を無視し否定する暴挙を繰り返してきた安倍内閣を退陣に追い込まなければなりません。まずは、国民の皆さんが憲法を取り戻し、まともな民主主義とまともな政治を取り戻す、それ以上に重要なことは何もなく、為すべきこともありません。

そのためには、国民の皆さんに、中学生や高校生でもすぐに理解できる「昭和47年政府見解の読み替え」のインチキについて声を上げて頂き、この最強の論点で闘っていただくほかないと考えています。

安倍総理は、自衛隊の軍事力行使の拡大は正しいという信念であり、自分の解釈変更（7.1閣議決定）は正しいと考えているのですから、「戦争反対!」、 「9条壊すな」というメッセージだけでは、安保法制を止めることはできないのです。

しかし、安保法制は「違憲だ!」、なぜなら、「昭和47年政府見解の読み替え」という「言いがかり、言葉遊びのインチキじゃないか!」、「真っ黒なものを白と言い張っているだけのデタラメだ!」、「私たち主権者の憲法を、こんなインチキで奪うな!」、「憲法を返せ!」、「安倍総理のインチキから、みんなの力で憲法を取り戻そう!」という声が広がり、その追及が広がるのが、安倍政権にとって一番辛く堪えるのです。

また、全国の各地域や国会前、首相官邸前のデモにお一人でも多くの方にご参加いただきたいのです。

そして、その時には、ぜひ、本書のスライドや昭和47年政府見解の起案文書をそのままプラカードにして頂いて、「昭和47年政府見解には集団的自衛

権行使は影も形もないぞ!」、「読んでも読み切れないのに勝手に読み替えるな!」、「集团的自衛権行使はゼロ!絶対行使できない!」などのプラカードを掲げていただきたいのです。こうしたプラカードが安倍政権や与党には一番効くのです。

こうした声がどんどん広がっていけば、こうした暴挙をご存じない良識的な与党の国会議員の方々も、「こんなとんでもないことをしているとは知らなかった。こんな言葉遊びで、憲法の戦争放棄や平和主義を捨て去ってしまい、自衛隊員を集团的自衛権の武力行使に出動させたり、国民をその戦争に巻き込んで死傷させてしまうことは許されない。また、こんなことを認めたら、もう日本は法治国家でなくなってしまい、議会制民主主義の国でもなくなってしまふ。いや、日本語による常識すら通用しない、専制国家になってしまふ。」とお考えになり、解釈改憲と安保法制から手を引く、あるいは、積極的に反対し、声をあげて下さるようになるでしょう。

安倍総理を止めるただ一つの方法は、彼の権力基盤を突き崩すことです。

政治権力は一人では行使できません。安倍総理を支えてしまっている国会議員に国民の皆さんの声を届けることが一番重要なのです。それは、自民党など与党の国会議員の皆さん、安保法制を応援してしまっている一部野党の国会議員の皆さんに、「いくら何でも、こんなめっちゃくちゃなことには付き合いきれない。」と考え、国民の皆さんのために行動していただくことなのです。

辛い参議院は来年 2016 年 7 月に必ず選挙があります。

多くの与党の参議院の先生方は、「昭和 47 年政府見解の読み替えの問題は、自分の参議院選挙の時でも、まったくそのまま存在し続ける。こんな問題を抱えて、国民の皆さんの大きな反対世論の中で、選挙ができるのだろうか。」ときっと心配になってきます。参議院は「良識の府」です。その不安の気持ちを、国民のための行動の確信に変えていただくのです。

また、衆議院はいついかなる時でも解散総選挙があり、遅くとも 2018 年 12 月には必ず任期満了選挙があります。

60 日ルールによる衆議院での再可決を阻止することも不可能ではありません。

国民の皆さんの声が大きくなれば、それがいつ選挙があるか分からない常在戦場といわれる衆議院議員の先生方にも届き、衆議院での三分の二の再可決を阻止することも可能になってくると思います。昭和 47 年政府見解の読み替えのインチキは永久になくなることはできません。三年半以内の衆議院任期満了時にも存在し続けます。

7 月 16 日の衆議院の本会議の際には、特別委員会の審議を打ち切ったの強行採決であったため、この「読み替え」という恐ろしい根本のインチキを多くの衆議院の先生方は正確に詳しくご存じはありませんでした。しかし、国民の皆さんの怒りの声が届けば、「二度にわたって」このようなインチキの違憲立法に賛成票を投じてしまうことを多くの衆議院議員の先生方は、きっと信念を持って拒否して下さるはずです。つまり、衆議院の三分の二以上の再可決は、お一人、お一人の衆議院の先生方の力とそれを動かす国民の皆さんの力で阻止することができるのです。

また、解釈改憲と安保法制を先導してきた官僚も動揺しています。

私が 3 月に昭和 47 年政府見解の読み替えを暴露した時から、多くの安保法制に携わる官僚の皆さんから「参りました」という声を聞いています。官僚は優秀ですから、「こんなめっちゃくちゃな話がいつまでも持つ訳がない」とすべてを理解しています。また、解釈改憲や安保法制のお先棒を担ぐ行為は、国家公務員の憲法遵守擁護義務違反であり、それは当然に国家公務員法の懲戒処分事由になります。安倍総理が「読み替え」という暴挙をその政治力で維持できなくなれば、自分たちの保身のためにあつという間に手を引いていきます。

その結果、安倍総理は、国会議員からも官僚からも見放され裸の王様になって政権を維持できなくなるのです。

このお話は、衆議院の安保法制の特別委員会において安倍政権が徹底的な答弁拒否を行い、また、合計たったの116時間の審議時間だけであつという間に強行採決をしてしまったため（この問題だけを3月から6月まで10回の国会質疑を行った私でも答弁拒否の連続の中、時間が足りていません）、報道ではようやく本格的に取り上げられ始めたばかりであり、その内容も十分なものには至っていません。

しかし、誤解を恐れず申し上げれば、このお話は、日本社会で今一番重要なお話だと思います。また、戦後の日本社会にとっても最重要であり、あるいは、平和憲法の運命を決めるという意味では、世界的にも本当に重要なお話のはずです。

どうか、身の回りのあらゆる限りの方々にこのお話を伝えて頂き、また、お電話やFAX、お手紙やビラ、インターネットのフェイスブックやブログ、ツイッターなどあらゆる手段で、一人でも多くの方々に届けて頂きたいと願っています。参議院での審議は1ヶ月半かそこらしかないかもれません。8月中までが勝負です。毎日、何度も何度も繰り返し発信をして頂くことが大切です。

また、お住まいの選挙区の与党議員の先生方に本書の内容をお伝えいただいて、国会議員としてこんな「読み替え」に賛成なさるべきでないことをご意見し、同時に、その議員のお考えを確認することもできます。すべての国会議員は、憲法遵守擁護義務を負っており（憲法99条）、「昭和47年政府見解の読み替えを認めるのですか？それはなぜですか？」という国民の皆さまの真剣かつ真摯な声を無視することはできないはずですから、これはとても重要な方法です。

また、同じことを各地域の政党の支部や、東京の政党本部にさせていただくこともできます。特に、国民の皆さまの税金からなる政党交付金をもらっている政党は、政党助成法第1条に「日本の民主政治の健全な発展に寄与することを目的」として政党交付金が交付されることになっていますので、「あなたの政党は、昭和47年政府見解の読み替えを認めるのですか？それはなぜですか？こんなことが民主政治の健全な発展になるのですか？」と聞いていただくこともできます。

解釈改憲と安保法制は、国民の皆さまの力で阻止することができるのです。憲法は安倍総理のものではありません。与党議員のものでもありません。ただ一人、主権者である国民の皆さまだけのものです。

まずは、憲法9条を国民の皆さまの手に取り戻しましょう。その上で、まともな民主主義と議会政治の基盤のうえで、日本の外交や安全保障政策のあり方を冷静に議論すればいいのです。私は、中国や北朝鮮の軍事的動向、中東でのテロの拡散など、日本周辺や世界の安全保障環境の変化を勧告しても、国民の皆さんの生命と日本の国益を守るために政策論として集団的自衛権行使は必要ないと考えていますが、しかし、その他の分野では幾つか法制度を整えるべきものがあると考えています。私が所属する民主党はこうした見地に立って、具体的な安保法制の改革案を4月28日に提言し、必要な立法作業を行っています。しかし、こうした議論は、あくまで、日本の民主主義と政治が現在の異常な状況を脱してから行うべきものであり、また、安倍内閣をこの夏で退陣させた後の秋の臨時国会からでも十分に間に合うことです。

なお、安倍総理が国会を無視して強行した米国議会演説などがありますが、米国はルールの国であり、アメリカンデモクラシーの国ですから、私たち日本国民が主権者として憲法を取り戻し、民主主義の力で安倍内閣を退陣させてもなんら動揺はしません。ある政治権力を国民の力で転換させることは民主主義国家では当たり前のことです。もちろん、安倍総理が強行した異常な外交に対し、新しい内閣が国家を代表して、米国民と米国政府・議会に対し、誠意あるお詫びをしなければなりません。その上で、主権国家どうしの外交を行っていけばいいだけです。

主権者である国民の皆さんの手に憲法を取り戻す。今を生きる私たちのために、将来の子ども達のために、絶対に取り戻さなければいけない。

それには、「昭和47年政府見解の読み替え」のインチキによる安保法制を撤回させ、7.1閣議決定を撤回させ、時計の針を一年前に戻してリセットすればいいだけなのです。

私も、先輩同僚の国会議員とともに、国民の皆さんと力を合わせて全力で闘うことをお誓いします。ともに頑張りましょう！

【参考】「昭和 47 年政府見解の読み替え」を示す国会答弁

■参外交防衛委員会 平成 27 年 3 月 24 日

- 小西洋之君 昭和四十七年の政府見解、この「外国の武力攻撃」ということについて、我が国に対する外国の武力攻撃だけではなくて、我が国でない他国に対する武力攻撃、同盟国に対する武力攻撃、そういうものも含まれると、そういうふう¹にこれを考えていいんだということを、あなたは歴代の法制局長官から直接伺ったことはございますか。
- 政府特別補佐人（横畠裕介君） 直接聞いたことはございません。
- 小西洋之君 では、法制局の内部でそうした見解をおっしゃっていた方、いらっしゃいますか。
- 政府特別補佐人（横畠裕介君） この基本的な論理まで遡ってしっかりと検討したというのは、今回の閣議決定に至る過程の中でございます。
- 小西洋之君 では、要するに、今私が申し上げたような同盟国、我が国でない他国に対する外国の武力攻撃ということもここに概念的に含まれるというふう²に考え出したのは、横畠長官、あなたが初めての法制局長官ということによろしいですね。
- 政府特別補佐人（横畠裕介君） 同様に考えていた者がいたかどうかは存じませんが、この昭和四十七年の政府見解そのものの組立てから、そのような解釈、理解ができるということでございます。

■衆平和安全法制特別委員会 平成 27 年 5 月 27 日

- 長妻委員 ……四十七年見解……この「外国の武力攻撃」というのは、これは、外国の日本に対する武力攻撃及び外国の密接に関係する相手国に対する武力攻撃と、両方含まれているということなんですね、四十七年見解というの³は。
- 横畠政府特別補佐人 ……「外国の武力攻撃」という部分は、必ずしも我が国に対するものに限定されていない。……というふう⁴に理解しております。
- 長妻委員 四十七年見解、最終的には集団的自衛権を否定しているんですが、このよく引用される、外国の武力攻撃によって権利が根底から覆される、これは、我が国のみならず外国の他国への武力攻撃というのもこの四十七年の時点で含んでいてこういうふう⁵に書いたんだというふう⁶に今おっしゃったわけですが、これは総理、これによろしいんですね。
- 安倍内閣総理大臣 法制局長官が、ただいま政府を代表して見解を述べているところ⁷であります。

■参外交防衛委員会 平成 27 年 6 月 11 日

- 小西洋之君 ……四十七年見解を作ったときに今お認めになった限定的な

集な集団的自衛権行使を容認する法理が含まれていたんだと、作ったときにですね、そういう理解でよろしいですか。

- 政府特別補佐人（横畠裕介君） ……法理といたしましてはまさに当時から含まれている、それは変えない、変わらないということでございます。

【解説】昭和 47 年政府見解の「外国の武力攻撃」の文言の読み替えとは、昭和 47 年政府見解の作成当時から同政府見解には「法理として限定的な集団的自衛権行使が存在していた」という考えと同一のものになります。

■衆 平和安保特別委員会 平成 27 年 6 月 26 日

- 横畠政府特別補佐人 論理といたしますのは、それを考えた人、個人の頭の中にもともとあります。しかし、それが言葉となって外に出れば、これはもう社会的な存在でございます。そういうものとして今、論理として生きているもの、それを論じている（略）その論理といたしますのは、だから、当時の担当者の頭から出て紙として今に残っている……。

【解説】横畠長官は、吉國長官等の「頭の中」に限定的な集団的自衛権行使の論理が存在し、それが言葉として外に出て昭和 47 年政府見解に書き込まれ論理として今に残っている、この生きている論理を 7.1 閣議決定においてホルムズ海峡事例などの当てはめに使用したと説明しているのです。

【補足説明】「昭和 47 年政府見解の読み替え」問題のより深い理解のために

「昭和 47 年政府見解の読み替え」問題のより深いご理解とこの問題の完全論破のために、巻末に以下の資料を掲載しています。やや専門的な内容となりますので、報道機関、法律関係者以外の方は、第二章にお進みいただいても結構です。

- (1) 昭和 47 年政府見解（全文）
- (2) 昭和 47 年政府見解（第三段落）の「三つの構造分割」論の否定
- (3) 安倍内閣による解釈改憲の主張のポイント（まとめ）
- (4) 解釈改憲の構図の解説
- (5) 「読み替え」が可能となるための必須 6 条件とその全てへの矛盾
- (6) 「読み替え」の歴代の国会答弁等の矛盾イメージ図
- (7) 安倍内閣の「昭和 47 年政府見解前後の国会答弁等との矛盾」の説明とその論破
- (8) 安倍内閣が解釈改憲に昭和 47 年政府見解を利用した理由
- (9) 昭和 47 年政府見解の作成者の答弁とその解説